平成２４年（フ）第２０２４号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　公団住宅12―503
債務者　原　　紘一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０２８号
札幌市北区篠路町上篠路109番地93
債務者　榎本　　結
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０６８号
札幌市西区発寒12条11丁目９番１号
債務者　菊地真里子（旧姓伊勢）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７３号
札幌市南区川沿２条３丁目４番８号　ニューハイムあんざい302
債務者　紺野　明子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９９号
札幌市東区北43条東17丁目１番８―28号
債務者　五十嵐光夫
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１０９号
北海道石狩市花川南６条２丁目215番地　サンフラワーハイツ101号、住民票上の住所北海道石狩市花川南１条３丁目286番地
債務者　山口　一角
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１７号
札幌市清田区北野６条５丁目２番29号
債務者　加清　陽一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
北海道士別市西４条９丁目240番地５
債務者　大谷　眞文
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第５７号
山形県飽海郡遊佐町北目字菅野谷地32番地の３
債務者　尾形新一郎
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第６７号
福島県会津若松市本町９番40号
債務者　宍戸　　稔
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
群馬県高崎市中里町75番地
債務者　松原　豊子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６２８号
埼玉県富士見市水谷東２丁目41番８号
債務者　石戸　トミ
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６２９号
埼玉県富士見市水谷東２丁目41番８号
債務者　継田　孝夫
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４０号
埼玉県所沢市大字下安松691番地の５　安松ハイツ２―106
債務者　折田　　守
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４５号
埼玉県川越市寿町１丁目2279番地１　ジャスティー101号室、前住所埼玉県川越市大字木野目254番地12
債務者　小林　賢治
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４６号
埼玉県川越市寿町１丁目2279番地１　ジャスティー101号室、前住所埼玉県川越市大字木野目254番地12
債務者　小林　友子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６６１号
埼玉県所沢市大字荒幡24番地の14
債務者　斉藤由紀子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
　さいたま地方裁判所川越支部